

# 市民参加実施結果シート

**結果 (途中・終了)**  
平成30年4月1日時点

担当課( 予防課 )

## 2 市民参加の手續 実施結果について

通称	消防用設備未設置等の建物に関する情報の公表	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 ・利用者の選択を通じて、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減が図れる。 ・防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促進させ、安心で安全なまちづくりに貢献できる。
名称	流山市火災予防条例の一部を改正する条例(案)		〈デメリット〉 ・特になし
概要	<p>建物を利用する市民が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を流山市ホームページへの掲載により公表する制度。</p> <p>★1 公表の対象となる建物・・・映画館、飲食店、物販店、ホテル、病院等の多数の人が出入りする建物や、社会福祉施設等の自力で避難をする事が難しい方が利用する建物。 ★2 重大な違反とは・・・屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務がある建物で、設備が設置されていない建物。 ★3 公表内容・・・①建物の名称、②建物の所在地、③違反の内容。</p>		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	<p>・市民の参加を増やすため、消防独自に流山市防火安全協会の16事業所、また、職場対抗消火技能大会に参加した30事業所に改正概要を説明し、意見交換会並びにパブコメについて説明した。 ・結果的に市民からの意見等はなかったことから、市の提示した流山市火災予防条例の一部改正(案)に賛同したものと解釈する。</p>		

### (1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
--------------------------------	--

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨市民参加手續実施後の検証	⑩意見の反映	⑪工夫したこと	⑫その他特記事項
パブリックコメント	<HP> 平成29年9月13日～ <広報紙> 9月11日号 <公民館・出張所・各消防署等> 平成29年9月15日～	<HP> 平成29年9月15日～10月20日	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参		意見数なし		<HP> 平成29年10月24日		意見を反映した(案を修正した)  ○ 案を修正しなかった  その他	資料作成にあたり、より多くの市民から意見を募るため、改正内容をわかりやすいものにした。	
意見交換会	<HP> 平成29年10月5日～ <広報紙> 9月11日号			平成29年10月15日 市役所第2庁舎 301会議室 10:00～	参加者なし		<HP> 平成29年10月24日		意見を反映した(案を修正した)  ○ 案を修正しなかった  その他	資料作成にあたり、より多くの市民から意見を募るため、改正内容をわかりやすいものにした。	
									意見を反映した(案を修正した)  案を修正しなかった  その他		

